利用上の注意

1 調査対象

- ・調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行っている。
- ① 日本標準産業分類大分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 日本標準産業分類大分類 B 「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 日本標準産業分類大分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792-「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 日本標準産業分類大分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中 分類 96-「外国公務」に属する事業所
- ・ 令和3年経済センサス 活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査及び乙調査とも2021年6月1日を調査日として実施している。

2 集計及び数値に係る留意事項

- (1) この報告において、「令和3年」の数値は令和3年活動調査、「平成28年」の数値は「平成28年経済センサス-活動調査(以下、「平成28年活動調査」という。)」の数値である。 調査結果のうち、売上(収入)金額、費用等の経理事項は、令和3年活動調査は令和2年1年間、平成28年活動調査は平成27年1年間の数値である。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、令和3年活動調査は令和3年6月1日現在、平成28年活動調査は平成28年6月1日現在の数値である。
- (2) 甲調査の売上(収入)金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていないため、総務省統計局の試算値を掲載した。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

- (3) 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。
- (4) 甲調査の売上(収入)金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業 所(企業等)を対象として集計した。
- (5) 甲調査の売上(収入)金額、費用等の経理事項は2020年1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン

(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なる ことから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

(6) 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成 28 年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf

- (7) 各項目の金額及び数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- (8) 産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類の格付が十分に行えなかった 事業所(企業等)については、上位分類に含めて集計しているため、内訳の計と上位分類 の数値が一致しない場合がある。
- (9) 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「一」とした。また、調査していないため該当数字がないものは「...」とした。
- (10) 「X」は、集計対象となる事業所(企業等)の数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が 3 以上の事業所(企業等)に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が 1 又は 2 の事業所(企業等)の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。
- (11) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main content/000777099.pdf

(12) 甲調査の調査対象の事業所(企業等)は、平成28年経済センサス-活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない

外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。 このため、従来の活動調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較ができない。 集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

3 全産業の事業所の売上(収入)金額について【総務省統計局による試算】

民営事業所の売上(収入)金額(以下「売上高」という。)について、事業所ごとの売上高を 把握することが困難な、一部の産業に属する事業所等は、本調査では調査がされていない。

また、企業等(以下「企業」という。)の売上高については、全産業において調査・集計を行っているが、複数の事業所を有する企業の売上高は、本社の所在地にまとめて計上しているため、地域別集計にはなじまない。

そこで、総務省統計局において、参考として、事業所ごとの売上高を把握していない事業 所の売上高が試算され、全産業の事業所の売上高が地域別に集計された。

【試算対象事業所】

以下のいずれかの事業所のうち、産業分類が「管理、補助的経済活動を行う事業所」、「934 政治団体」及び「94 宗教」並びに単独事業所を除いた事業所が試算対象である。

- ・産業共通調査票を配布した新設支所
- ・本調査において、事業所ごとの売上高を把握していない以下の産業の事業所

産業大分類:「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、

「J 金融業、保険業」

産業中分類 : 「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像·音声·文字情報制作業」、

「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治·経済·文化団体」

4 統計表について

この報告で使用した集計数値は、総務省統計局が公表している令和3年活動調査の産業横断 的集計の統計表に基づいており、総務省統計局のホームページで閲覧できる。

総務省統計局のホームページの関係ページのアドレスはこちら (https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html)

5 問合せ先

広島県 総務局 統計課 産業統計グループ 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL (082) 513-2542 (ダイヤルイン)

> この報告の内容については、広島県のホームページでも提供しています。 広島県統計課のホームページアドレスはこちら

> > (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/)